号

外

(±)

平

成二十二年

四

月

日

日 次規制に関する条例施行規則の一部を改正 (廃棄物対策課) 一づる規則

岐阜県規則第四十五号

平成二十二年四月一日

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県知事

古

田

肇

規

則

四十七・三又は四十七・四に定める」に改める。

を「第二十一条第三項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

四十七・三に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる」を「、っては、これを省略することができる。)及び」を加え、同表ほう素の項中「若しくは

別表第四第八号中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第十四条第三項.

同表ふっ素の項中「又は」の下に「規格三十四・一c) (注 第三文を除く。) に定め

別表第一セレンの項中「又は六十七・三」を「、六十七・三又は六十七・四」に改め、

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則 (平成十八年岐阜県規則第二百八号) の

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する。

る方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあ

平成二十二年四月一日

発行 (休日に当たる)

岐

阜県公

報

号 外

毎週